

さいたま市監査委員告示38号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和2年9月8日付けさいたま市監査委員告示第34号で公表した工事監査の結果に基づき、さいたま市教育委員会教育長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和2年11月16日

さいたま市監査委員	大 矢 幸 子
同	工 藤 道 弘
同	伊 藤 仕
同	松 下 壮 一

指摘事項等措置報告書

教育委員会事務局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[施設修繕] 管理部 学校施設課 ・三橋中学校止水擁壁修繕</p> <p>監督員指定通知等について、「さいたま市文書管理規則」により、決裁処理が見受けられないことから、適正な文書処理を行うべきである。</p> <p>施設修繕工程表等について、收受印がなく提出年月日が確認できないことから、「さいたま市施設修繕請負契約基準約款」により、適正に收受するべきである。</p> <p>契約書について、仕様書の不備及び設計図面が添付されていないことから、「さいたま市施設修繕契約事務取扱要綱」により、適正に作成するべきである。</p>	<p>今後につきましては、監督員指定通知等について、「さいたま市文書管理規則」を遵守し、決裁処理の徹底を図り、適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p>今後につきましては、收受状況を管理する帳簿を作成した上で、適正に收受を行ってまいります。</p> <p>今後につきましては、仕様書の文言を修正し、設計図面を修繕の内容により、必要に応じて添付するようにしてまいります。</p>

指摘事項等措置報告書

教育委員会事務局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[施設修繕] 管理部 学校施設課 ・春野小学校特別支援学級 空調設備修繕</p> <p>監督員指定通知等について、「さいたま市文書管理規則」により、決裁処理が見受けられないことから、適正な文書処理を行うべきである。</p> <p>施設修繕工程表等について、收受印がなく提出年月日が確認できないことから、「さいたま市施設修繕請負契約基準約款」により、適正に收受するべきである。</p> <p>契約書について、仕様書の不備及び設計図面が添付されていないことから、「さいたま市施設修繕契約事務取扱要綱」により、適正に作成するべきである。</p>	<p>今後につきましては、監督員指定通知等について、「さいたま市文書管理規則」を遵守し、決裁処理の徹底を図り、適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p>今後につきましては、收受状況を管理する帳簿を作成した上で、適正に收受を行ってまいります。</p> <p>今後につきましては、仕様書の文言を修正し、設計図面を修繕の内容により必要に応じて添付するようにしてまいります。</p>

指摘事項等措置報告書

教育委員会事務局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[施設修繕] 管理部 学校施設課 ・指扇小学校 難聴・言語障害通級指導教室 改修修繕</p> <p>監督員指定通知等について、「さいたま市文書管理規則」により、決裁処理が見受けられないことから、適正な文書処理を行うべきである。</p> <p>施設修繕工程表等について、收受印がなく提出年月日が確認できないことから、「さいたま市施設修繕請負契約基準約款」により、適正に收受するべきである。</p> <p>関係法令等の適合性について、スポット型感知器の設置は消防設備士の有資格者が行うことになっているが、資格者証の写しが見受けられないことから、発注者から指示を行い、適正に受理するべきである。</p> <p>契約書について、仕様書の不備及び設計図面が添付されていないことから、「さいたま市施設修繕契約事務取扱要綱」により、適正に作成するべきである。</p>	<p>今後につきましては、監督員指定通知等について、「さいたま市文書管理規則」を遵守し、決裁処理の徹底を図り、適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p>今後につきましては、收受状況を管理する帳簿を作成した上で、適正に收受を行ってまいります。</p> <p>指摘のあったスポット型感知器の設置について、消防設備士の資格者証の写しを追加徴取しました。今後につきましては、スポット型感知器設置を伴う修繕について、遺漏なく資格者証の写しを徴取してまいります。</p> <p>今後につきましては、仕様書の文言を修正し、設計図面を修繕の内容により必要に応じて添付するようにしてまいります。</p>